

自動船位保持設備（DPS）に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び P 編

鋼船規則検査要領 P 編

改正理由

1994 年 5 月に開催された IMO 第 63 回海上安全委員会（MSC63）において、自動船位保持設備に関する設備要件、機能要件等を取り纏めた国際的な基準を示す指針が MSC/Circ.645 として承認され、その内容は既に本会規則に反映されている。

その後、自動船位保持設備の技術的な進展に追随すべく当該指針の見直しが行われ、2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、更新された指針が MSC.1/Circ.1580 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1580 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 自動船位保持設備の分類を A 級、B 級及び C 級から、それぞれ 1 級、2 級及び 3 級に改めた。
- (2) 2 級自動船位保持設備及び 3 級自動船位保持設備を備える船舶に要求される損傷モード影響解析（FMEA）について、提出図面、工事の立会の時期、船上保管図書及び検査内容に関する要件を明記した。
- (3) 自動船位保持設備の分類毎における最悪の損傷状態に関する定義を改めた。
- (4) 自動船位保持設備に含まれる装置（当該設備のシステム、電源装置、スラスト装置、自動船位保持制御装置、コンピュータシステム、位置検出装置、検知器、ケーブル及び管装置、独立したジョイスティック）に関する規定を改めた。
- (5) 自動船位保持設備のオペレーションマニュアルに規定すべき事項を明記した。
- (6) 自動船位保持設備の運用に従事する乗組員の訓練及び実務経験についての要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 12.2.2, 12.2.3, 12.2.5, 12.3.2, 12.3.3, 12.5.2, 12.5.3, 12.6.2, 15.2.2, 15.2.3, 15.2.5, 15.3.2, 15.3.3, 15.5.2, 15.6.1

鋼船規則 P 編 10.1.2, 10.2.1, 10.2.3, 10.7, 18.2.16

鋼船規則検査要領 P 編 P1.1.5, P10.1.2, P10.2.3, P10.3.1, P10.7.1, P10.7.5, P10.7.6, P18.2.2, P18.2.16